

**情報セキュリティ基本問題委員会第2分科会  
(重要インフラの情報セキュリティ対策強化検討分科会)の位置付け**

1. 情報セキュリティ基本問題委員会第2分科会(以下、「第2分科会」)は、情報セキュリティ基本問題委員会(以下、「委員会」)からの依頼を受け、重要インフラにおける情報セキュリティ対策のあり方について、政府全体としての横断的視点からの整合性、効率性及び実効性等を踏まえ、招聘された有識者等により、専門的な検討を行い、その方向性を明確化するために設置された母体である。
  
2. 第2分科会は以下のテーマを取り扱う。
  - (1)依存可能な基盤としての機能提供あり方
  - (2)検証可能な機能設計と事業継続性確保のあり方
  - (3)重要インフラ相互間の連携と協力のあり方
  
3. 第2分科会は、2.で掲げたテーマについて、集中的に議論、検討を重ね、その検討結果を委員会に「報告書」の形式で提言する。

## 情報セキュリティ基本問題委員会について

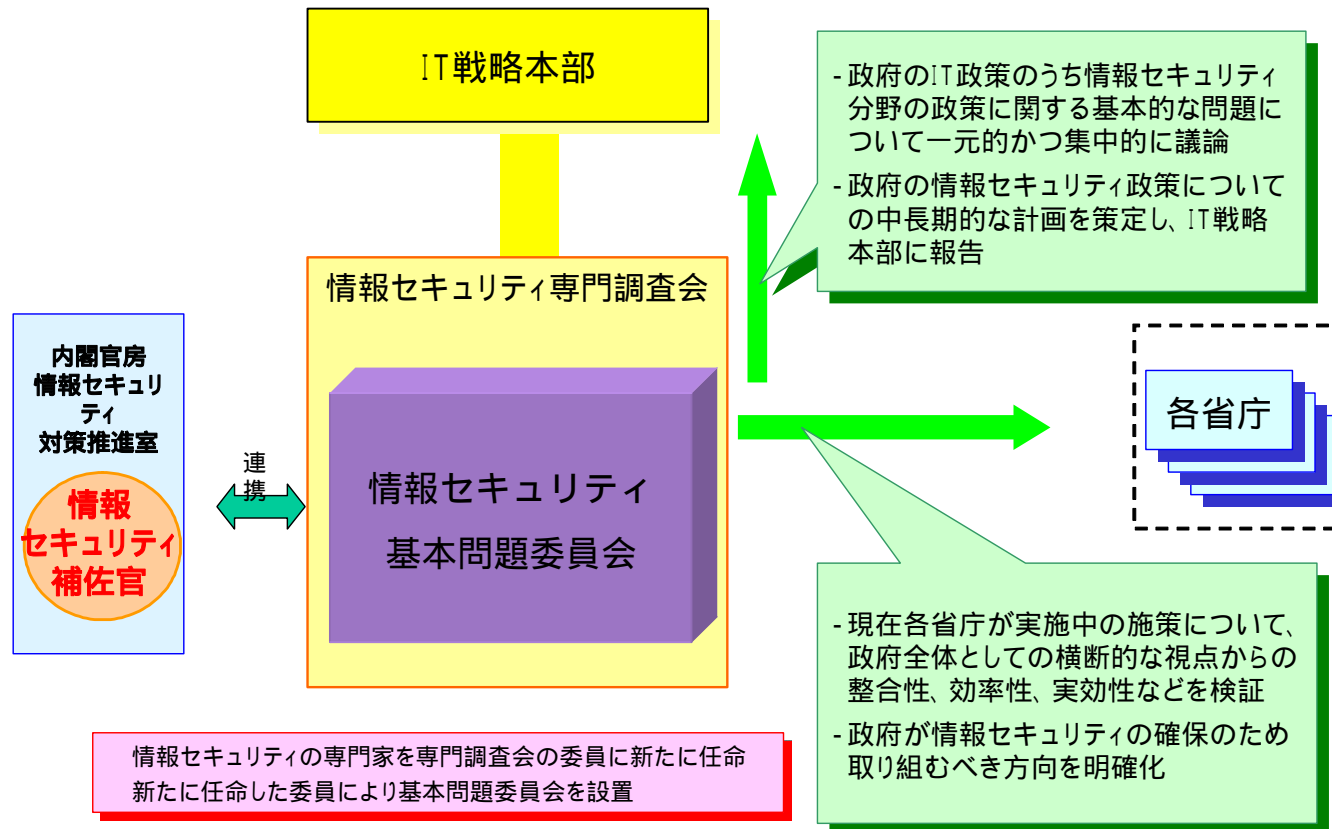
平成16年7月22日

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

情報セキュリティ専門調査会決定

1. 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部情報セキュリティ専門調査会(以下、「専門調査会」という。)に、情報セキュリティ基本問題委員会(以下、「基本問題委員会」という。)を置く。
2. 基本問題委員会は、専門調査会の任務のうち、情報セキュリティ分野の政策に関する基本的な問題に係る事項をつかさどる。
3. 基本問題委員会の委員は、情報セキュリティ専門調査会委員の中から、専門調査会座長が指名する。
4. 基本問題委員会の委員長は、基本問題委員会の委員の互選による。
5. 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席することを求め、意見を聞くことができる。
6. 基本問題委員会の庶務は、内閣官房情報セキュリティ対策推進室において処理する。
7. 前各項に掲げるもののほか、基本問題委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

# 情報セキュリティ基本問題委員会について



< 2004年6月15日 IT戦略本部(第26回)における報告資料 >

(別紙2)